官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省令〕
○無線局免許手続規則の一部を改正する省令（総務一三）　一
〔規則〕
○放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則（原子力規制委二）　三
〔法規的告示〕
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（総務四三）　八
〔その他告示〕
○令和七年総務省告示第四十四号の一部を訂正する件（総務四四）　一三
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産二二五）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通三一一、三一二）　一七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛五〇～五五）　二〇
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事一部完了関係　五五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五九
会社その他
会社決算公告

省令

○総務省令第十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十五日

総務大臣　林　芳正